

定 款

日本化薬株式会社

日本化薬株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日本化薬株式会社と称し、英文ではNIPPON KAYAKU CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 火薬類及び発火装置等の応用製品の製造及び販売
2. 染料、顔料、中間物及び工業薬品の製造並びに販売
3. 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、試薬、食品添加物、飼料添加物、飼料及びその他の化学製品並びに医療機器の製造並びに販売
4. 農薬、肥料及び家庭用薬品の製造並びに販売
5. 合成樹脂、その他の高分子有機化合物及びその原料の製造並びに販売
6. 化粧品及び衛生用品の製造及び販売
7. 酒類、酒精含有飲料及び調味料の製造並びに販売
8. 蛋白、炭水化物及び纖維食品の製造及び販売
9. 触媒の製造及び販売
10. フィルムの製造、加工及び販売
11. 液晶ディスプレー用材料の製造、加工及び販売
12. 偏光板、電子機器用部材及び分析機器用部材の製造、加工及び販売
13. 脱臭剤及び農水産物鮮度保持剤等の化学薬品の製造、加工及び販売
14. コンクリート、セラミックス、機能性高分子材料等の建築材料の製造、加工及び販売
15. 介護用品、介護機器及び健康器具の開発、製造、販売及び賃貸
16. 水、大気等の浄化及び滅菌に関するシステム及び機器の開発、製造、販売及び賃貸
17. 日用品雑貨の販売
18. 前各号に掲げる原料、材料及び製品に関する安全性試験及び分析試験業務の受託
19. 電子計算機による情報の収集・処理及び計測・制御に関するシステム及び機器の開発、販売及び指導
20. 前各号に掲げる物品及び技術の輸出及び輸入
21. 不動産の売買、賃貸借及び管理
22. 高齢者を対象とする介護施設の経営及びこれの調査、研究、相談、指導に関する事業
23. 在宅介護サービス事業及びこれの調査、研究、相談、指導に関する事業
24. 防水工事業

25. 労働者派遣業法に基づく労働者派遣事業
26. 自動車教習施設への投資
27. スポーツ施設への投資
28. 前各号に付帯する一切の事業

(本 店)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式等取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式等取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるところのほか、取締役会の定める株式等取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。株主総会は、法令に別段の定めある場合を除いては、取締役会の決議に基き、社長または代表取締役がこれを招集する。

(基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当り、社長に事故があるときは取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに當る。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするとき、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第19条 当会社は、取締役10名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに
関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、会社の重要な業務執
行を決定する。

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに
発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮するこ
ができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで
取締役会を開催することができる。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、
その過半数をもって行う。

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつた
ものとみなす。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じ、取締役会長
1名を定める。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役2名以内を選定する。

取締役社長は、代表取締役とする。

(相談役及び顧問)

第25条 取締役会は、その決議をもって、相談役、顧問各若干名を置くことができる。

(取締役との間の責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役で
あるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する
契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、
法令が規定する額とする。

第5章 監査役、監査役会及び会計監査人

(監査役の定員)

第27条 当会社は、監査役5名以内を置く。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役社長は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役会)

第30条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で会社における監査役の職務執行に関する事項を決定する。

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

監査役は、その互選をもって常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。

(監査役との間の責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

監査役会は、会計監査人の選任に関する議案の内容を決定する。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産その他の株主等に交付する財産については利息を付さず、当該財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以 上

(附則)

1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

(沿革)

- 1951年 7月30日 商法改正に伴い変更
1958年 7月29日 第8条変更
1959年 7月29日 第3条変更
1961年 7月28日 第8条、第9条、第10条変更
1962年 7月30日 第5条変更
1964年 7月30日 第2条、第3条、第16条変更
1972年 7月28日 第5条、第8条、第23条変更
1973年 7月30日 第12条、第20条、第21条変更
1975年 1月30日 商法改正に伴い変更
1980年 8月29日 変更
1982年 8月27日 商法改正に伴い変更
1986年 8月29日 第2条変更
1991年 8月29日 第2条、第5条、第8条、第10条、第29条変更
1994年 8月30日 商法改正に伴い変更
1998年 8月28日 第2条、第5条、第10条変更、第11条新設
2002年 8月28日 商法改正に伴い変更
2003年 8月28日 商法改正に伴い、第7条、第12条変更
2004年 8月27日 商法改正に伴い変更
2005年 8月30日 第2条、第14条、第16条、第20条、第21条変更
2006年 8月30日 会社法施行に伴い変更
2009年 8月28日 株券電子化施行に伴い変更
2011年 8月30日 第5条、第17条、第22条変更、第16条新設
2012年 8月30日 決算期変更に伴い、第13条、第14条、第34条、第35条、第36条
変更
2015年 6月25日 会社法改正に伴い第26条、第32条、第33条変更
2017年10月 1日 単元株式数変更に伴い第8条変更
2020年 6月25日 第2条変更
2022年 6月28日 会社法改正に伴い第16条変更